

年 月 日

申 立 書

丸亀市教育委員会 あて

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名

印

指定管理者の応募にあたり、次のとおり申し立てます。

記

当団体は、史跡丸亀城跡 城内施設 指定管理者募集要項「11. 応募資格（欠格条項）」に定める欠格条項のいずれにも該当しません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加資格を有しない団体等
- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により丸亀市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない団体等
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により丸亀市又は他の地方公共団体から指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等
- ④ 税（国税、香川県税及び丸亀市税）を滞納している団体等
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている団体等
- ⑥ 丸亀市又は他の地方公共団体が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている団体等
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人又は団体及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ⑧ 暴力団関係者（暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められるもの

- ⑨ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの
- ⑩ 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの
- ⑪ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- ⑫ ⑧から⑪までのいずれかに該当する者であるとし、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるもの
- ⑬ ⑧から⑪までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（⑫に該当する場合を除く。）に、委託者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められるもの